

**重要****承認待ち(未納)予約の自動消去について**

吹田市立市民公益活動センター

平素は、当センターの会議室をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当センターでは、2021年4月より「公共施設予約・照会システム」を導入し、申込みの日から7日以内に使用料を納付いただく仕組みに変更いたしました。納付期限を過ぎた申込内容については、システム上で自動消去される仕様になっておりますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、機能を停止しておりました。

この度、2024年 **2月25日(日)**より、**使用料の納付期限を過ぎた予約に関しては自動で消去**される仕様に戻すこととなりましたので、必ず納付期限内に窓口までお越しいただくようお願い申し上げます。

※2月25日の時点で納付期限を過ぎている予約は、すべて消去されますので、ご注意ください。

**(1) 抽選申込みの場合**

区分	市民公益活動団体	左記以外の団体、個人
申込期間	使用日の4か月前の25日から末日まで。	使用日の3か月前の25日から末日まで。
当選確認	毎月1日(1月の場合は4日)の正午以降に、システムにログインし、抽選結果の確認(確定 or 辞退)をしてください。	
納付期限	使用日の <b>3ヶ月前の1日の正午から7日</b> までに申請手続きをしてください。(1月の場合は、4日の正午から10日まで)	使用日の <b>2ヶ月前の1日の正午から7日</b> までに申請手続きをしてください。(1月の場合は、4日の正午から10日まで)

**(2) 先着申込みの場合**

区分	市民公益活動団体	左記以外の団体、個人
申込期間	使用日の3か月前の2日の正午(1月の場合は、5日の正午)から使用当日まで。	使用日の2か月前の2日の正午(1月の場合は、5日の正午)から使用当日まで。
納付期限	申込みをした日から <b>7日以内</b> に申請手続きをしてください。	